

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障を来している中小企業者の資金繰りを支援するため、須坂市中小企業振興資金の「経営安定資金」について、条件を定めて運転資金の貸付利率を引下げるなど特例措置を行います。また、昨年の台風災害で新設した「緊急借換資金」を適用します。

《須坂市中小企業振興資金 経営安定資金》 ※特例

貸付対象者

1. 新型コロナウイルス感染症を事由とする、セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けた者
2. 資金使途
運転資金
3. 概要

資金使途		限度額	利率（年）	返済期間	返済方法	担保
従前	運転・設備	5,000万円 ※限度額は変更なし	1.6%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	必要に応じて求める
特例	運転		0.8%	10年以内	月賦償還 (2年以内据置)	

・ 信用保証料全額を市が負担（特例のみ）

・ 借入開始から1年間の利息額全額を市が負担（特例のみ）

※申込受付期間は令和2年6月30日まで（期間を延長する場合がある）

《須坂市中小企業振興資金 緊急借換資金》

1. 貸付対象者
新型コロナウイルス感染症を事由として、セーフティネット保証4号認定と同等の経営状況であると認められる者
2. 資金使途
運転資金（市制度資金の借入金の同一金融機関での借換）
3. 概要

資金使途	限度額	利率（年）	返済期間	返済方法	担保
運転	5,000万円	1.4%	10年以内	月賦償還 (1年以内据置)	必要に応じて求める

・ 信用保証料全額を市が負担

・ 借入開始から1年間の利息額全額を市が負担

※申込受付期間は令和2年6月30日まで（期間を延長する場合がある）

【参考】

《新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)》

貸付限度額：運転・設備資金 中小事業3億円(別枠)、国民事業6千万円(別枠)

担 保：無担保

貸付利率：当初3年間基準利率-0.9%、4年目以降基準利率

(中小事業1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%)

(利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3千万円)

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内

基準利率：中小事業1.11%、国民事業1.36%

(令和2年3月2日現在、貸付期間5年の場合)

※信用力や担保の有無に関わらず利率は一律

特別利子補給制度あり(詳細は、中小企業庁 03-3501-1544)

これら融資制度のほか、政府や民間金融機関の各種資金などの中から、実情に即した資金メニューを活用していただき、須坂商工会議所及び須坂市金融団と須坂市が、共に市内中小企業者の皆様を支援してまいります。

《各種相談窓口連絡先》

新型コロナウイルスに関する中小企業等の相談窓口	須坂市 商業観光課[TEL 026-248-9005] 産業連携開発課[TEL 026-248-9033]
新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	須坂商工会議所[TEL 026-245-0031]
各種融資制度の相談	須坂市金融団 ◇ 八十二銀行 須坂支店[TEL 026-245-1082] ◇ 長野銀行 須坂支店[TEL 026-245-3300] 須坂南支店[TEL 026-246-5335] ◇ 長野信用金庫 須坂支店[TEL 026-245-1110] 墨坂支店[TEL 026-246-0511] 太子町支店[TEL 026-248-7521] ◇ 長野県信用組合 須坂支店[TEL 026-245-0620] 須坂南支店[TEL 026-248-3911]
新型コロナウイルス感染症特別貸付窓口	日本政策金融公庫[TEL 0120-154-505]

担当：商業観光課商業・サービス産業振興係

藤澤隆(課長) 寺沢 隆宏(担当者)

TEL：026-248-9005(課専用)

FAX：026-248-9041

e-mail：syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp